【注意】
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

吹田市指令環事　第１０号

吹田市一般廃棄物収集運搬業許可証

住所　高槻市上田辺町１９番８号
氏名　都市クリエイト株式会社
代表取締役　前田　晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証します。

令和８年４月１日

吹田市長　　後　藤　圭　二

１　許可の期間

令和８年４月　１日から
令和１０年３月３１日まで

２　事業の範囲

取り扱う一般廃棄物の種類　　し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物

３　処理を行う区域

吹田市全域

４　許可条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び関係法令を遵守すること。これら、又はこれらに基づく法令に違反し、又は許可条件に違反する行為のあった場合は、この許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。